

神野清一著

『日本古代奴婢の研究』

吉野 秋 二

本書は、六〇年代以降現在まで一貫して日本古代の奴婢をテーマとして研究を続けてこられた著者の論文をほぼ網羅的に集成したものである。近年、日本古代中世史では身分制・社会構成史の分野は概して低調で見るべき業績に乏しい。奴婢研究の第一人者である神野氏の待望の論文集が発表されたことは、このような研究状況に活を入れるものとしても意義深いものである。

従来の奴婢に関する研究は二種に大別できる。一つは、身分制（良賤制）研究の一環として奴婢をとりあげるもの、もう一つは、社会構成史的見地から奴婢の階級的な性格を分析するものである。

大正期、法制史家滝川政次郎氏は、律令賤民制研究の一環として奴婢制を分析する一方、奴隸としての奴婢の性格に着目し膨大な実証的研究成果をのこした。滝川氏の研究はその後の奴婢研究の礎となったが、戦後のこの分野の研究の方向性に決定的な影響を与えたのは、戦中に発表された石母田正氏の「古代における奴隸の一考察」〔『経済史研究』二八一五・六〕であった。ウクラードとしての奴隸制の特質と意義を論じたこの論文を契機として、六

〇年代以降、総体的奴隸制論・國家的奴隸制論が提起され、日本古代社会構成上における奴婢の存在意義についてさまざまな議論がなされた。

石母田氏は、古代の身分制についても、六三年に「古代の身分秩序」〔『古代史講座』7学生社〕を発表、律令國家の身分秩序を体系的・論理的に描出して衝撃を与えたが、奴婢制に関する実証的な研究は社会構成史隆盛の影にかくれ、戦後まもなくは意外なほど成果に乏しかった。その中で、本書の著者神野清一氏は、「東大寺の奴婢の用途について」〔『日本歴史』二〇九、一九六五年、本書第六章〕を発表し、以後今日に至るまで着実に研究を進展させてきた。官奴婢制に関する石上英一氏や鬼頭清明氏などの研究も貴重なものだが、今日この分野での神野氏の業績が質・量とも他を圧倒する価値をもつことは古代史研究者のだれもが認めるところであろう。したがって、本書の内容は戦後の奴婢研究の到達点を示すものといえるのである。

神野氏にとって、奴婢研究の究極の目的は、古代身分制の基礎をなした良賤制の特質と古代社会の構造的把握に不可欠な奴隸制ウクラードの特質を統一的に把握することである。氏は、八六年に書き下ろした『律令國家と賤民』（吉川弘文館）では、國家的身分制としての良賤制を賤身分を中心に考察し、高い評価を得ている。本書は、前著で残された課題であった奴隸制ウクラードの特質の解明を意図してまとめられたものである。本書の出版により氏の奴婢研究の全体像がより明確な形で提示されたのは間違いない。

本書の全体的な構成は、以下に示す通りである。

序章 良賤制・奴婢研究の課題と本書の構成

第Ⅰ部 良賤制と卑賤觀

第一章 罪人と奴婢

第二章 天武十年紀の天下大解除と祓柱奴婢

第三章 天武十年紀の「祓柱奴婢」と戸座

第四章 賤身分と卑賤觀

第Ⅱ部 奴婢の編成と職掌

第五章 官奴婢の存在形態と職掌

第六章 東大寺における奴婢の用役形態

第七章 東大寺奴婢籍の編首奴婢

第八章 神賤について

第九章 「長屋王家木簡」および「二条大路木簡」の奴婢

第Ⅲ部 奴婢の諸相

第十章 家人・奴婢の存在形態

第十一章 編戸と奴婢割附

第十二章 良賤訴訟と戸籍

第十三章 「放賤從良」と奴婢の從良要求訴訟

第十四章 律令官賤身分の変質過程と中世における遺制

結 章 日本古代社会と家内奴隸制

第Ⅰ部は、良賤制（奴婢制）成立の意義をその前提となる日本古代社会における奴隸發生の問題を中心に考察したものである。第Ⅱ部では、令制下の官奴婢・寺奴婢・神賤および皇族・貴族所有の奴婢について、その労働編成と職掌の内容について実証的な検討がなされている。第Ⅲ部は、戦後の奴婢研究の主流を占めた奴婢の家人的形態論を検討し、また良賤訴訟の実態や官奴婢制の変

質過程について考察したものである。最後の結章では、鬼頭清明氏の國家的奴隸制論を批判的に繼承する立場から全体の論旨の総括がなされている。

書評は、書物の叙述にそってその論旨を逐一要約しながら評者の意見を記すのが一般的である。だが、本書では序章に各章の内容に関する丁寧な要約が付されており、評者が同じ作業をすることは屋上屋を架することになる。そこで本稿では、神野氏の奴婢論の全体像を良賤制と奴隸制ウクライドに関する理解を中心に批評することにし、個々の論点については全体との関わりで随時触れることにしたい。

さて、前近代の身分制研究で常に議論の焦点となったのは、身分概念及び身分と階級の関係をどのように把握するかということである。これは、良賤制と奴隸制ウクライドの特質の統一の把握を目的とする本書においても、基本的な戦略に関わる問題であろう。だが、本書ではこの問題に関する神野氏の立場が全く明らかにされないまま、律令制社会における奴婢身分を奴隸範疇ととらえることがあらゆる議論の前提とされている。

かつて、石母田正氏は、「階級」を特定の歴史的社会的生産関係、その時代の主要な生産手段に対する所有関係によって規定された社会集団、「身分」を階級関係が政治的または國家的な秩序として固定された階層的秩序と定義し、階級関係が経済的秩序に根ざすのに対して身分秩序は発達した形では法制的な関係として存在する、とした（前掲同氏「古代の身分秩序」）。神野氏は令制下の奴婢を奴隸階級の現象形態として把握する一方で、良賤制成立以前の段階における奴隸に対する身分的差別の存在を否定して

いる。このような氏の奴婢身分に関する認識は、基本的には石母田説の枠内にあると判断せざるを得ない。

だが、先記の石母田氏の身分についての理解と方法は、七〇年代以降の諸研究によって既に否定・克服されている。身分は国家的・法制的秩序である以前に社会的秩序として存在し、本来階級とは別にそれ自体に存立の基礎がある。身分制成立の根拠を階級関係に還元ないし代位させて理解する石母田氏のような身分論では、身分制の成立と解体の要因を独自に追求する視角が欠落してしまうのである（矢木明夫『封建領主制と共同体』、大山喬平「中世社会のイエと百姓」『日本史研究』一七〇）。本書においても、良賤制の成立期と崩壊期（中世身分制への移行期）をめぐる理解に最も問題があるように思える。以下、この点を中心に叙述を進める。

神野氏は、東洋的古代社会では戦争や売買による外部からの奴隷獲得は困難で奴隷は主として共同体内部から発生したという通説を継承し、さらにその淵源を犯罪没身奴隷に求めている。氏の理解によると、日中古代社会の初期奴隷の性格はこの点で共通しており、これが東洋専制国家が良賤制という特殊アジア的身分支配の網に奴隷をとらえた条件になるのである（第一章）。

だが、日中の良賤制の性格の相違を無視して、良賤制受容を根拠に日本古代の社会構成と中国のそれとを同質視するのは疑問である。榎本淳一氏によれば、唐代の官賤制が国家の懲罰制度として犯罪者や国家に対する重罪人の近縁者を官に没収し官賤人として懲役することを目的としたのに対して、日本の官賤制ではそのような国家の礼的秩序維持のための懲罰制度という側面は後退し

ているのである（同氏「律令賤民制の構造と特色」池田温編『中国礼法と日本律令制』所収）。

神野氏は、「令前のヤッコ（奴婢）」が本来は卑賤視される存在ではなかった」（第二章）とする一方、「奴婢に対する卑賤視には、一つは奴隷という階級への差別からくる卑賤視と、さらに良賤制が採用されることによって新たに生み出された差別によるものがあった」（第四章）と記している。氏はヤッコを奴隷としているから両者は矛盾した表現のように思える。また、氏は令制下の奴婢に対する卑賤視は国家権力により上から押しつけられたもので、班田農民などの差別意識は希薄であったと主張する。だが、仮に令制下の奴婢の多くが共同体内部の犯罪奴隷に遡源するものであったならば、奴婢を罪のケガレを負った存在とみなすような卑賤視は在地社会においても広範に普及していたはずである。

義江明子氏は、ヤッコとは本来、氏の結集・支配の拠点であった「宅」の周辺に居住しそこでの仕事に従事した人間のことで、そこから氏構成員の上層部分の身近な従者的な性格をおびるに至り、さらにその譜代隸属の積み重ねから次第に下層身分の称として定着していったと推定している（同氏「日本古代奴婢所有の特質」『日本史研究』二〇九）。この義江説に対し、神野氏は前著『律令国家と賤民』において、ヤッコとは何らかの事情でヤ（宅）への隸属とそこで労働への従事を強制された人を指す語で、そのような人とは初源的には奴隷としか考えられないと批判した。だが、ヤッコ（奴婢）の宅への隸属の主たる契機を犯罪没身に求めることは不可能であろう。ヤッコの中に奴隷範疇に属するものが存在したことは否定できないが、その場合も経営破綻による債務

奴隸などを第一に想定すべきではないだろうか。

次に、良賤制(奴婢制)の解体期に関する本書の理解について検討してみたい。神野氏は、古代の賤と非人身分の質的断絶を強調する七〇年代以降の中世身分制研究の動向を批判し、罪穢と結び付けられ成立した古代の賤に対する差別と死穢と連関した非人への差別の相違に留意しつつも、特定の積観念と結び付けて人を差別し卑賤視する支配のあり方は良賤制に始まり中世社会に継承された、と主張する(第四章)。また、天平宝字二年の官奴婢・紫微中台奴婢の放賤従良を奴婢制崩壊の画期とする研究を批判し、八世紀後半から十世紀初頭にかけて確立した今良制を律令官賤制の第二段階として把握し、その解体期を鎌倉時代初期に措定している(第十四章)。

だが、律令賤身分と中世非人の本質的性格の相違は、罪のケガレと死のケガレというイデオロギー的背景の違いで説明されるべきものではない。中世身分制研究の画期となった黒田俊雄氏の非人論の意義は、非人が体制からの疎外によって発生する公私の人格的隸属関係を欠いた身分であることを指摘したことにある(同氏「中世の身分制と卑賤観念」『部落問題研究』三三三)。また、中世で非人とされた放免・乞食・頼者などは、キヨメを職能とするよりも前にまず自身が社会的にケガレとされる存在であった(黒田俊雄「中世社会論と非人」『部落問題研究』七四)。彼らは、中世成立期に坂・宿といわれる自律的な共同体(身分集団)を形成したが、その再生産を可能にしたのがキヨメの職能であった。

これに対し、律令賤身分に対する社会的卑賤視・不浄視は希薄で、清浄なる天皇の対極に奴婢を置くような律令國家の支配イデ

オロギーも容易に受容されたとは考えられない。寺奴婢や官奴婢が、仏塔の灑掃や医療処置などキヨメに類する職掌をもったことは神野氏の指摘の通りである(第四章)。中世下人の中にも「馬の草刈らしめ、糞など取りて棄てしむるほどの下童」(『今昔物語集』一五卷五四話)のように不浄視を伴う仕事に従事したものが存在した。だが、このような生産手段の主体となりえない隸属民や國家の一時的管理下にある罪人・悲田院收容者などのキヨメと非人のそれは厳密に区別されねばならない。

今良制の評価についても疑問が多い。天平宝字二年の放賤従良後、旧官奴婢は「今良」として職国に編付され、九世紀以降諸司に専属化されるようになる。神野氏は今良の身分規定について、建前は良だが「今」の字が付着している限り実質は賤身分に準ずる扱いをうけた身分とする。そして、『延喜式』で定額化される今良の総人数と解放時の官奴婢の人数に大差がないことを根拠に、今良制への移行は官奴婢の階級闘争に対する「一定の譲歩」に過ぎず「國家としては、ほとんど失うものがなかった」と評するのである。

だが、神野氏自身が確認しているように、『延喜式』段階では、今良に対する月料・時服・装束料などの支給が確定し、その待遇は雑色人などかわらない。前近代社会において所管・被管の身分関係は、租税免除などの特権を伴い、必ずしも差別に直結しない。今良制は、法制的には階級的身分差別の原理をもたないものであり、官奴婢制との質的断絶は明らかである。むしろ、今良制の成立は同時期に進行した品部・雑戸制の縮小再編と一体のものとして理解する必要がある。

石母田氏の良人―王民共同体論の提起以来、国家的身分秩序におけるイデオロギー面での賤の重要性については諸研究が一致して説くところである。神野氏も、天武十年の天下大解除において諸国国造等が供出した祓柱奴婢に大王天武の災気が付与され奴婢―奴隸が罪穢・災氣を一身に背負う汚れた存在として国家的に位置づけられことを強調し、賤身分は良民との対置からよりむしろ天皇（浄）との関係で創出された身分であると主張している（第二章）。天皇の超越的・神的權威の存立基盤たることに賤身分の存在意義を求めるとのような立場においては、社会的分業における賤の実質的な機能以前に、国家権力が賤身分を設定し維持していることそれ自体に重要な意味があるはずである。官奴婢制から今良制への移行は、律令国家の身分制的社会編成において賤身分のイデオロギー装置としての役割が確実に後退したことを示すものとして認識せざるを得ないのではないか。

今良制実施の目的は、官奴婢が諸官司に譜代に隸属する間に習得した「工能」の維持にあった。追儼の儀式などに供奉した今良が天皇や内裏からの災氣・ケガレの除去に利用されたことは氏の指摘の通りだが、それはもはや今良身分一般に卑賤觀念を付与することを目的としたものではあるまい。平安時代において宮中でキヨメの任にあたったのが主として衛士・仕丁などであることから考えても、このことが今良に対する差別を裏付ける根拠にはならないだろう。

日本古代の良賤制の意義を評価するためには、律令国家が人民を良と賤に峻別した基準を明らかにすることを起点としなければならない。神野氏は奴婢身分が律令賤身分の中核であることを強

調するが、陵戸・官戸・家人・官奴婢・私奴婢と準官賤の雑戸からなる賤身分の一部に過ぎないことも事実である。氏は、陵戸・官戸・雑戸が官賤（準官賤）とされた理由を個々に検討しているが（第四章、『律令国家と賤民』）、各賤身分に共通する属性を抽出する作業を欠いている。その一方で奴婢身分の社会的・経済的性質をすべて階級関係に還元して把握しているため、結局、奴婢身分の政治的性質をもって日本の良賤制の歴史的意義を規定する極めて一面的な議論に陥っているのである。

日本の律令賤身分は、唐制と比較すると、身分間の階層性が希薄で特定の主人（官司）との結びつきの強い個別・固定的な身分であった（前掲榎本淳一「律令賤民制の構造と特質」）。その基盤は、大化前代以来の本主と賤との間の譜代的隸属関係にあった。賤が姓を負わない（雑戸は卑姓を負う）こと、官賤に対する特殊籍の存在などはそのような歴史的性質を示すものといえる。律令国家の国家的身分秩序において奴婢身分がイデオロギー的な側面で重要な意義をもったことは事実だが、それは、身分というものの本質からいえばあくまで二次的・副次的なものである。

では、令制下の奴婢と本主との隸属関係を神野氏のように家内奴婢制として把握することは適当だろうか。氏は造東大寺司下の寺奴が封戸の租米未納分の徴収にあたった事例などを許して、「主人の『信用』を得て柔順に働く奴婢は、おそらく譜代の奴婢であり、代々にわたる隸属によって飼い慣らされ、奴婢根性を身につけた家内奴婢」と記している（結章）。氏は労働奴婢（農業奴婢）制の存在を否定しようとするあまり、奴婢の「家内労働」や譜代隸属の性質を不当に低く評価しているように思える。先の寺

奴と同様の任にあつた奴婢は長屋王家木簡においても確認できるが（第九章）、このように本主の信用を獲得しその経営において重要な任にあたる奴婢を共同体成員としての資格を喪失した存在（＝奴隷）とみなすことは適当ではあるまい。

神野氏は、所謂「延喜の奴婢解放令」を「既に階級として奴隷である状態から自己を解放していた奴婢のみを良民とすることを命じた格」とする吉田晶説を「適用がすこぶる困難であつて、現実にはありえない」と批判した（『律令國家と賤民』）。だが、天武四年の部曲廃止により豪族らの私有民は奴婢（奴隸）を除いて「解放」され、令制下の奴婢は奴隸範疇に限定されるという氏の理解には吉田説と同様の無理があるように思える。律令公民法が王権による一元的な人民の掌握を指向するものである以上、相対的次元において、豪族私民の諸階層のうち独立自営の困難な低位の部分が庚寅編籍で奴婢身分とされたことを否定するつもりはないが、氏のような割り切った理解は実態から乖離している。令制下広範に存在した雑戸・奴婢の訴良闘争の多くが庚寅編籍の不当性を訴えているのは、國家的身分秩序の権力的編成の矛盾と限界を示すものである（第十三章）。

神野氏は、八・九世紀の日本古代社会を「農業経営から離れた家内奴隸が、天皇と官僚群に集中することによって、社会全体が奴隸制的に規定された体制」とする鬼頭清明氏の國家的奴隸制論を継承・発展させる立場から本書の叙述を結んでいる（結章）。両者の理解は、國家的身分秩序と官僚制の維持という奴婢身分の政治的機能を重視する点では共通する。だが、鬼頭氏は日本古代の奴婢の非奴隸的（家人的）性格をある程度認め、その上で日中

の奴婢制を奴婢が奴隸であるか否かという二分法に立つて比較し裁断することに反対しており、この点では両者の立場には微妙なズレがある（鬼頭清明氏「日本における原始・古代の発展段階論の現状と課題」『歴史評論』五〇四）。

奴婢の家人的形態論―令制下の奴婢は土地に対して一定の結びつきをもち家業・私業を営み家族と家を持ち私財を蓄えていたとする説―について、神野氏は否定的である（第十章）。従来の家人的形態論に氏が指摘するような実証上の問題点が多いことは事実だが、日本の古代社会の奴隸制の基盤が中国と比較してもはるかに脆弱であつたことは否定できないだろう。律令制社会では、合法的な奴婢の供給が身分内婚姻による生益の発生にほぼ限定され、また逃亡奴婢は公的権力によらなければその捕捉は困難であつた。経営破綻により扶養能力を失つた本主は、『日本靈異記』中卷三四話に見えるように、奴婢を財産として処分することすら容易ではなかつた。このような条件下では、本主は奴婢の家族的結合を認め、緩やかな支配形態をとらざるを得ない。東大寺に施入された官奴婢には幼弱者と高年者が少なくないが、これは奴婢の家族的結合を尊重することで逃亡を抑制し、長期的な労働力の確保を意図した結果であろう。

神野氏は、鎌倉幕府法などにおいて下人が法的には「奴婢」と記され売買・質入れの対象となつてゐることを根拠に、下人身分の本質は家内奴隸でその隷屬の実態は令制下の奴婢と本質的に変わらなかつた、と主張する（結章）。百姓・奴婢などの身分呼称が中世以降も残存するように、日本の場合、律令國家による國家的身分編成の遺制が後の時代まで一定の影響を及ぼした。だが、

そのような表面的な事象に固執して身分制の連続性を強調するのは非生産的である。奴婢・下人などの隷屬身分の性格を論じるためには、隷屬の客体となる共同体の歴史的性格と、その経営における隷屬身分の位置を実態に即して正確に把握する必要がある。

下人の階級的性格の解明を意図するならば、むしろ先述した『日本靈異記』中卷三四話の説話の「奴婢」の字句がこれを典拠とした『今昔物語集』一六卷八話では「従者」と改められている事例を考察の起点とすべきではないだろうか。

律令身分に対する口分田の給与額が身分の上下ではなく本主の別によって区分されていることなどは、間接的な材料ではあるが、令制下の奴婢もヤッコと同様に氏の支配・経営・所有の拠点としてのヤケに隷屬する特質を有していたとする義江明子説を裏付けるものである（同氏「所有」『氏』～『家』『日本史研究』二五六）。古代中世の隷屬身分の歴史的性格の異同を規定するのは平安時代中期における個別経営の単位としてのイエの成立であり、その実態の解明が今後古代から中世への身分制の移行を論ずる上で最も重要な課題であろう。

以上、神野清一氏の奴婢論を良賤制と奴隸制ウクライドに関する

理解を中心にして批評した。論評が氏の奴婢論の方法に関する批判に偏った形になり、編戸と奴婢割附に関する分析（第十一章）や神賤の存在形態に関する検討（第八章）など貴重な業績の多くについてコメントすることができなかった。奴婢ないし奴婢制研究の現代的課題が日本古代社会における奴婢の機能・役割を実証的に明らかにすることにあるとの氏の認識には全く同感である。冒頭にも述べたように、本書が奴婢制に関する実証的研究の到達点であり、今後古代身分制史・社会構成史を研究する上で必読の文献であることは間違いない。氏のお仕事の魅力からこの分野の研究に取りくむことになった後学の一人として、胸を借りるつもりで率直な意見を述べさせていただいた。書評の掲載が遅れたのはひとえに評者の怠慢によることであり、未熟ゆえの誤読も多々あるかと思うが、神野氏ならびに読者のご寛恕をお願いして筆をおきたい。

（A5版 本文三八二頁 索引八頁 一九九三年十二月
名古屋大学出版会 七二一〇円）
（京都大学大学院生）